

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

(国民健康保険税の税率及び課税限度額の改定について)

1. 概要

国民健康保険財政の健全化を図るため、赤字削減・解消計画に基づき国民健康保険税の税率の改定を行うとともに、地方税法施行令の改正に伴い国民健康保険税の課税限度額の改定を行います。

2. 改定の内容

(1) 税率の改定（令和6年度課税分から）

○基礎課税額（医療分）

	改定案	現 行	増 減
所得割額	6.8%	6.8%	—
均等割額	32,500円	24,000円	8,500円

○後期高齢者支援金等課税額

	改定案	現 行	増 減
所得割額	2.7%	2.5%	0.2%
均等割額	13,000円	9,500円	3,500円

○介護納付金課税額

	改定案	現 行	増 減
所得割額	2.1%	1.8%	0.3%
均等割額	16,000円	14,000円	2,000円

全体

	改定案	現 行	増 減
所得割額	11.6%	11.1%	0.5%
均等割額	61,500円	47,500円	14,000円

(2) 課税限度額の改定（令和6年度課税分から）

	改定案	現 行	引上げ額
基礎課税額（医療分）	650,000円	650,000円	—
後期高齢者支援金等課税額	220,000円	200,000円	20,000円
介護納付金課税額	170,000円	170,000円	—
合 計	1,040,000円	1,020,000円	20,000円

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万2,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万3,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万6,000円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万4,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.8</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万4,000円</u>とする。</p>

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2万2,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 1万6,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高

齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯
主を除く。） 1人について 9,100円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険
者均等割額 介護納付金課税被保険者（
第1条第2項に規定する世帯主を除く。
） 1人について 1万1,200円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金
額及び山林所得金額の合算額が、43万円（
納税義務者並びにその世帯に属する国民健
康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者
のうち給与所得者等の数が2以上の場合に
あっては、43万円に当該給与所得者等の数
から1を減じた数に10万円を乗じて得た金
額を加算した金額）に被保険者及び特定同
一世帯所属者1人につき29万円を加算した
金額を超えない世帯に係る納税義務者（前
号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課
税額の被保険者均等割額 被保険者（第
1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 1万6,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高
齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯
主を除く。） 1人について 6,500円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険
者均等割額 介護納付金課税被保険者（
第1条第2項に規定する世帯主を除く。
） 1人について 8,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金
額及び山林所得金額の合算額が、43万円（
納税義務者並びにその世帯に属する国民健
康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者
のうち給与所得者等の数が2以上の場合に
あっては、43万円に当該給与所得者等の数
から1を減じた数に10万円を乗じて得た金
額を加算した金額）に被保険者及び特定同
一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算
した金額を超えない世帯に係る納税義務者
（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課
税額の被保険者均等割額 被保険者（第
1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 6,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高
齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯
主を除く。） 1人について 6,650円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険
者均等割額 介護納付金課税被保険者（
第1条第2項に規定する世帯主を除く。
） 1人について 9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金
額及び山林所得金額の合算額が、43万円（
納税義務者並びにその世帯に属する国民健
康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者
のうち給与所得者等の数が2以上の場合に
あっては、43万円に当該給与所得者等の数
から1を減じた数に10万円を乗じて得た金
額を加算した金額）に被保険者及び特定同
一世帯所属者1人につき29万円を加算した
金額を超えない世帯に係る納税義務者（前
号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課
税額の被保険者均等割額 被保険者（第
1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 1万2,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高
齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者（第1条第2項に規定する世帯
主を除く。） 1人について 4,750円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険
者均等割額 介護納付金課税被保険者（
第1条第2項に規定する世帯主を除く。
） 1人について 7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金
額及び山林所得金額の合算額が、43万円（
納税義務者並びにその世帯に属する国民健
康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者
のうち給与所得者等の数が2以上の場合に
あっては、43万円に当該給与所得者等の数
から1を減じた数に10万円を乗じて得た金
額を加算した金額）に被保険者及び特定同
一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算
した金額を超えない世帯に係る納税義務者
（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課
税額の被保険者均等割額 被保険者（第
1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 4,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高
齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,600円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,200円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,875円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,125円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万3,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万6,250円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,950円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,250円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5,200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,500円</u></p> <p>3 略</p>	<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,900円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,800円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,600円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,000円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万2,000円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,425円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,375円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,750円</u></p> <p>3 略</p>
--	--

※この資料では、一部改正条例（案）中、字句の整理等に係る改正規定の部分は除きます。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例 【資料】 (国民健康保険税の減額)

資料1 (補足)

○ 第21条第1項 低所得者世帯に係る国民健康保険税(均等割額)の軽減

単位：円

条	項	号	区分	改正案			現行			
				均等割額	軽減割合	減額する額	均等割額	軽減割合	減額する額	
第21条	第1項	第1号	ア	基礎課税額	32,500	0.7	22,750	24,000	0.7	16,800
			イ	後期高齢者支援金等課税額	13,000	0.7	9,100	9,500	0.7	6,650
			ウ	介護納付金課税額	16,000	0.7	11,200	14,000	0.7	9,800
		第2号	ア	基礎課税額	32,500	0.5	16,250	24,000	0.5	12,000
			イ	後期高齢者支援金等課税額	13,000	0.5	6,500	9,500	0.5	4,750
			ウ	介護納付金課税額	16,000	0.5	8,000	14,000	0.5	7,000
		第3号	ア	基礎課税額	32,500	0.2	6,500	24,000	0.2	4,800
			イ	後期高齢者支援金等課税額	13,000	0.2	2,600	9,500	0.2	1,900
			ウ	介護納付金課税額	16,000	0.2	3,200	14,000	0.2	2,800

○ 第21条第2項 子ども(未就学児)に対する国民健康保険税(均等割額)の軽減

単位：円

条	項	号	区分	改正案				現行				
				均等割額	軽減後の割合	軽減割合	減額する額	均等割額	軽減後の割合	軽減割合	減額する額	
第21条	第2項	第1号	ア	基礎課税額	32,500	0.3	1/2	4,875	24,000	0.3	1/2	3,600
			イ	基礎課税額	32,500	0.5	1/2	8,125	24,000	0.5	1/2	6,000
			ウ	基礎課税額	32,500	0.8	1/2	13,000	24,000	0.8	1/2	9,600
			エ	基礎課税額	32,500	1.0	1/2	16,250	24,000	1.0	1/2	12,000
		第2号	ア	後期高齢者支援金等課税額	13,000	0.3	1/2	1,950	9,500	0.3	1/2	1,425
			イ	後期高齢者支援金等課税額	13,000	0.5	1/2	3,250	9,500	0.5	1/2	2,375
			ウ	後期高齢者支援金等課税額	13,000	0.8	1/2	5,200	9,500	0.8	1/2	3,800
			エ	後期高齢者支援金等課税額	13,000	1.0	1/2	6,500	9,500	1.0	1/2	4,750